

## 特定労務管理対象機関の指定について

### 1 概要

令和6年度（2024年4月）以降、医療機関に勤務する医師の時間外労働が上限水準（年間の時間外・休日労働時間が960時間）を超える医師が1人でもいる場合は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受け、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要。

《新医療法第113条第5項》

県は特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

### 2 医療対策協議会の役割

《医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（R2.12.22）》

実質的な議論は医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定

#### 山口県医療対策協議会

- 医師確保の観点等を踏まえ、
- ①地域の医療提供体制の構築方針と整合的であること
  - ②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことを議論

#### 山口県医療審議会

- 地域の医療提供体制の確保の観点等を踏まえ、
- ①地域の医療提供体制の構築方針と整合的であること
  - ②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことを意見聴取

指定

### 3 申請内容の確認

今回、山口県立総合医療センターから、特定地域医療提供機関（B水準：救急医療等）及び技能向上集中研修機関（C－1水準：専門研修）に係る指定の申請がなされた。

医療機関勤務環境評価センターによる評価結果通知書等を踏まえ、申請内容に対応した審査項目に沿って指定要件を満たしていることを確認したところであり、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

### 4 今後の予定

R5.11 山口県医療審議会での意見聴取

R5.12 特定労務管理対象機関の指定